

県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【県北都市計画区域マスタープラン】（素案）

概要版

1. 基本的事項

- 1) 対象区域
- 福島市、伊達市、桑折町、国見町の各行政区域の一部
 - 都市計画区域面積：35,096ha
- 2) 目標年次
- 平成42年（平成22年基準）

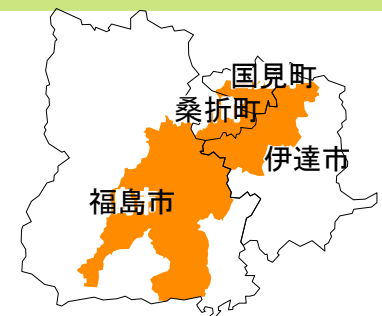


図 都市計画区域の広がり

1) 都市の現状と課題

広域的な視点

- 行政、産業、教育、医療などの都市機能が集積し、県北広域都市圏の中心的な役割を担っており、特に福島市を中心に**高次都市機能の強化・魅力の向上が必要**
- 伊達市などの**周辺都市は、それぞれが地域の拠点としての機能充実が必要**
- 通勤や通学、通院などの関連が強く見られ、福島市や周辺都市同士を結ぶ**交通網の充実が必要**
- 南北方向に強い交通網が形成されているが、地形的な制約から**東西方向の連絡機能は弱い**

土地利用

- 人口減少が予想され、また、東日本大震災や原子力災害の影響による県外への人口流出や浪江町、飯館村など他市町村からの人口流動が大きく今後の土地利用の動向に影響を及ぼす。
- 無秩序な市街地拡大を防止し、空き地等の有効活用など、**コンパクトで効率的なまちづくりが必要**
- 福島市等の中心市街地では空洞化が進行しており、**都市機能の再編、居住環境の向上などによる活性化の推進、商業業務機能の充実・強化が必要**

都市施設

- 山形県や相双地域などへの東西方向の連絡機能が弱く、**連携・交流を促進する交通網の充実が必要**
- 周辺市町村から福島市中心部への交通の集中による市街地縁辺部での交通・混雑が発生しており、**道路機能の強化や公共交通の維持・充実**
- 東日本大震災を踏まえた災害に強い都市施設整備が必要
- 下水道の普及による河川の水質向上と総合的な治水対策の推進が必要

開発事業

- 人口増加の受け皿として、これまで郊外丘陵地や農地で市街地開発事業を実施してきたが、人口減少社会、市街地内の未利用地を踏まえて、**既存市街地を中心とした都市機能再整備検討が必要**

自然的環境

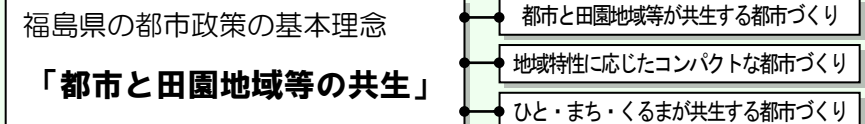
- 吾妻連峰など雄大な山並み、温泉資源、川や里山などの身近な自然、全国有数の果樹生産地としての畑などが広がり、**良好な自然環境が形成**
- 自然環境、優良な農地の保全が必要**
- 良好なまち並み景観の維持・形成が必要**
- 市街地内の公園の**適正な配置や身近な自然の活用が必要**

3. 区域区分決定の有無

- 1) 区域区分の有無とその理由
- 「区域区分を定める」
→中通り北部の拠点として**適切な土地利用コントロールの必要性**
→**自然環境と調和した土地利用**
- 2) 区域区分の方針
- 将来は人口減少が見込まれ、現行の市街化区域の維持を基本とする。
- 3) 市街化区域の規模
- 平成32年：6,243ha（+36ha）

2. 都市計画の目標

2) 都市づくりの理念



県北都市計画区域における都市づくりのビジョン

「活力にあふれ、豊かな自然環境と共生する、学術・文化都市」

- にぎわいのある都市づくり
- 市街地と豊かな自然・田園が調和した都市づくり
- 学術・文化機能を生かした都市づくり

① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

- 吾妻連峰や阿武隈川に代表される**自然環境を適正に保全**
- 阿武隈川流域全体での**水環境保全**
- 果樹園などの**優良な農地の保全**
- 集約型都市への転換、市街地の拡張を原則として抑制**



② 安全で安心できるまちづくりの推進

- 治山・治水、急傾斜地対策、下水道整備などによる**災害の予防**
- 避難場所・広域防災拠点としての公園の整備
- 避難路となる幹線道路などの**機能確保**
- ハザードマップなどによる**情報の周知**



③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

- 隣接する二本松本宮、県中地方及び宮城県との**南北方向連携交流の拡大**
- 相双地方や山形県側との**東西方向の広域連携の形成による交流促進**
- 圏域拠点である福島市中心部や地域拠点などのネットワーク形成による**都市と田園地域等との相互交流**



④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

- 市街地・田園地域とも**安全で安心して生活できる居住地形成に向けコミュニティの維持・再生**
- 市街地部では高い利便性を生かした**良好なコミュニティ、田園地域等では、市街地部との交流によるコミュニティの形成**



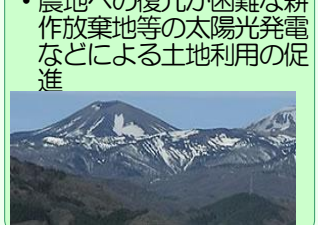
⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

- 県北広域都市圏の**圏域都市拠点としての都市機能の充実**
- まち並みや歩行空間の整備、多様な主体の連携によるにぎわいの創出**
- 無秩序な市街地拡大防止と、**まとまりのある市街地形成**
- 交通体系や学術研究機関を生かした**産学官の連携、医療関連や再生可能エネルギーなどの産業を集積**
- 果樹などの**地域資源を活用した産業の活性化**



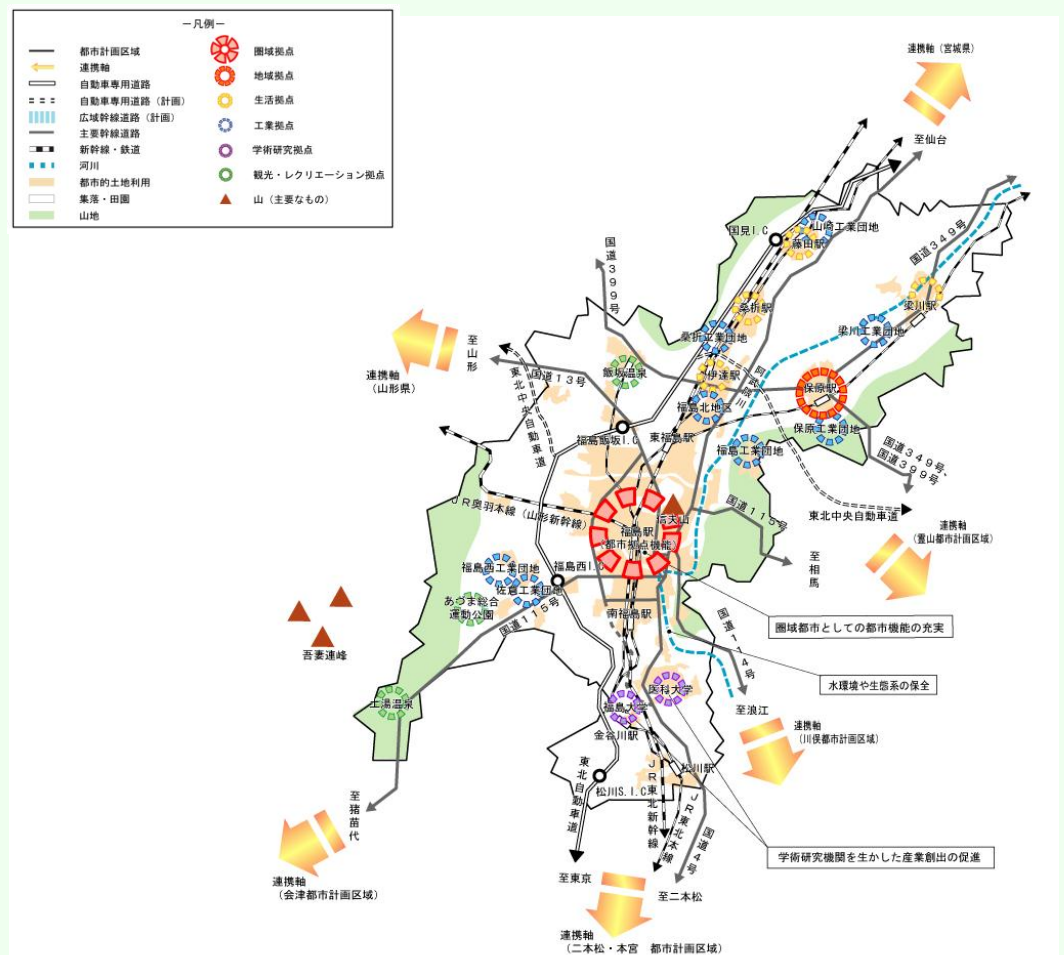
⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

- 無秩序な市街地拡散を抑制するとともに、**コンパクトなまちづくり推進**
- 渋滞の緩和に資する**道路整備や利便性の高い公共交通体系構築**
- 市街地の緑化の促進、山林・農地等の保全**
- 農地への復元が困難な耕作放棄地等の**太陽光発電などによる土地利用の促進**



⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

- 生活を支え、利便性を高め、良好な都市環境を確保**するため必要な都市施設の整備
- 地域の**防災性向上や、歴史的街並みの保全や良好な景観の形成、ユニバーサルデザインの理念に配慮した都市施設整備**



4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

- 商業業務地：
 - ・福島駅周辺は行政・商業を始めとした機能が集中しており今後も**都市機能の集積を誘導**
 - ・幹線道路沿道や伊達市伊達地区・保原地区・梁川地区・国見町・桑折町には、**日常的な購買需要を賄う商業地の配置**
- 工業地：
 - ・現在の既存工業団地での**良好な生産環境の保持**
- 流通業務地：
 - ・各IC周辺へ**流通業務地の配置**
- 住宅地：
 - ・福島市中心部においては、**都心居住の促進**を図る
 - ・周辺市街地は、**中低層住宅地として良好な環境形成**に努める
 - ・住工複合地区は、土地利用の純化を原則としつつ、状況に応じた土地利用の規制・誘導

2) 市街地における建築物の密度に関する方針

- 商業業務地：
 - ・福島市中心部では中高層建物での**高密度な土地利用**
 - ・福島市中心部以外の商業地での**中低層建物による高密度な土地利用**
- 工業地・流通業務地：
 - ・郊外部の工業団地等での**低層建物による低密度な土地利用**
- 住宅地：
 - ・福島市中心部では中高層建物による**高密度な土地利用**
 - ・福島市中心部周辺や伊達市等の**既成市街地での中低層で中密度な土地利用**

3) 市街地における住宅建設の方針

- ・「**既存ストックの有効活用と質の向上**」「**生活利便性の高い都心居住**」「**良好な居住環境の形成**」「**持続可能な地域づくり**」
- ・将来の都市づくりとの整合と**良好な居住環境の形成**を図った復興公営住宅の整備

4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針

- ・福島市中心市街地は**多様な都市機能の誘導の促進し、土地の高度利用**を図る。
- ・土地利用の推移及び見直し、都市施設等の整備状況を踏まえ、**必要に応じた用途転換及び用途純化**を図る

5) 市街化調整区域の土地利用の方針

- ・**優良な農地の保全**
- ・災害の発生するおそれのある区域での**宅地化の抑制**
- ・都市の貴重な自然環境としての**山地部や河川周辺の保全**
- ・集落部や高速IC、駅周辺等での**地区計画制度による計画的な活用**の検討

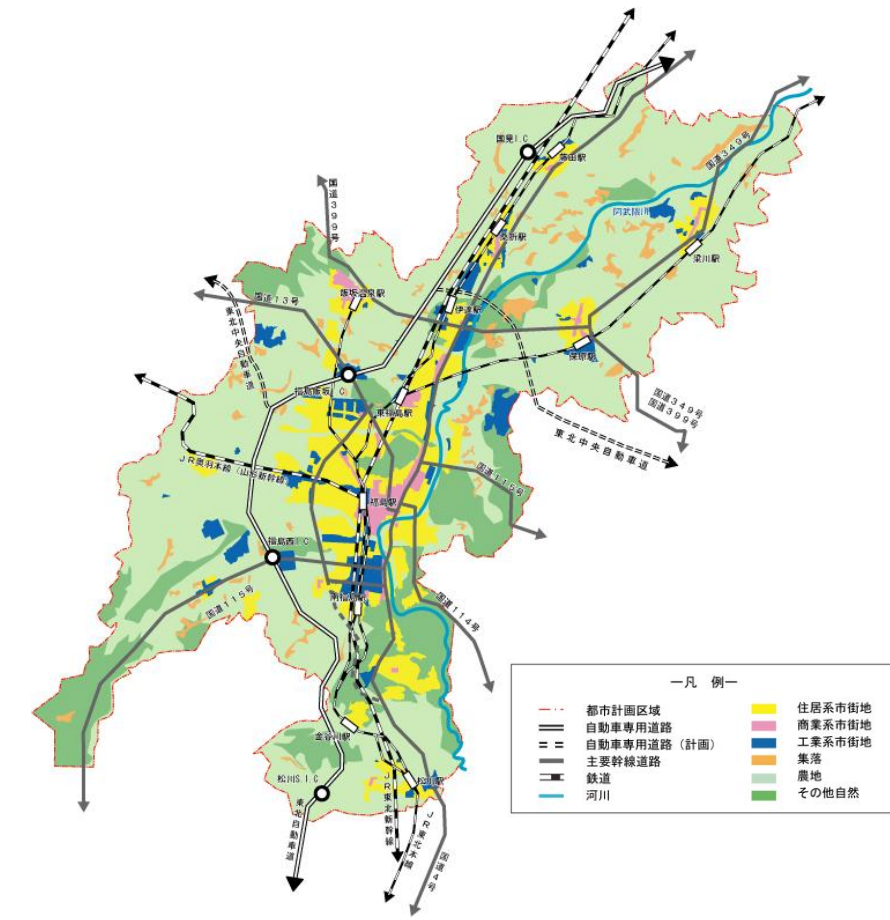


図 土地利用方針

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

1) 交通施設

- 基本方針
 - ・南北軸に加え**東西軸のアクセス機能強化**
 - ・放射状に加え環状となる都市内の**幹線道路網の適正な配置**
 - ・安全で快適に移動できる交通環境形成のための**ユニバーサルデザインや歩行空間の緑化の推進**
 - ・公共交通機関と自家用車などとの**適正な役割分担の促進**
 - ・地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を推進
- 主要な施設の配置方針
 - ・高規格幹線道路、主要幹線道路、幹線道路などの**計画的な道路網の配置**
- 主要な施設の整備目標
 - ・上記方針等を踏まえて整備目標を定め、交通施設の整備に努める

2) 下水道及び河川

- 基本方針
 - ・生活環境の改善、水質の保全のため、下水道の効率的な事業推進を通じ、**水と緑に囲まれた良好な都市環境の形成**
 - ・河川での**安全性の確保や水と緑のオープンスペースとしての活用**
- 主要な施設の配置方針
 - 【下水道】：
 - ・既成市街地での**公共下水道の整備**
 - ・公共下水道の雨水渠により、雨水による**内水浸水対策の推進**
 - ・東日本大震災を踏まえた災害に強い下水道整備を推進
 - 【河川】：
 - ・河川改修の早期推進などによる**防災対策の充実**
 - ・**水辺空間としての活用の検討**
- 主要な施設の整備目標
 - ・上記方針を踏まえて整備目標を定め、下水道、河川の整備

3) その他都市施設

- 基本方針
 - ・健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできない**ごみ処理施設、汚物処理施設等は既存施設の有効活用しつつ施設の整備充実**を図る
- 主要な施設の配置方針
 - ・**ごみ処理施設、卸売市場などを位置付けし計画的に配置**

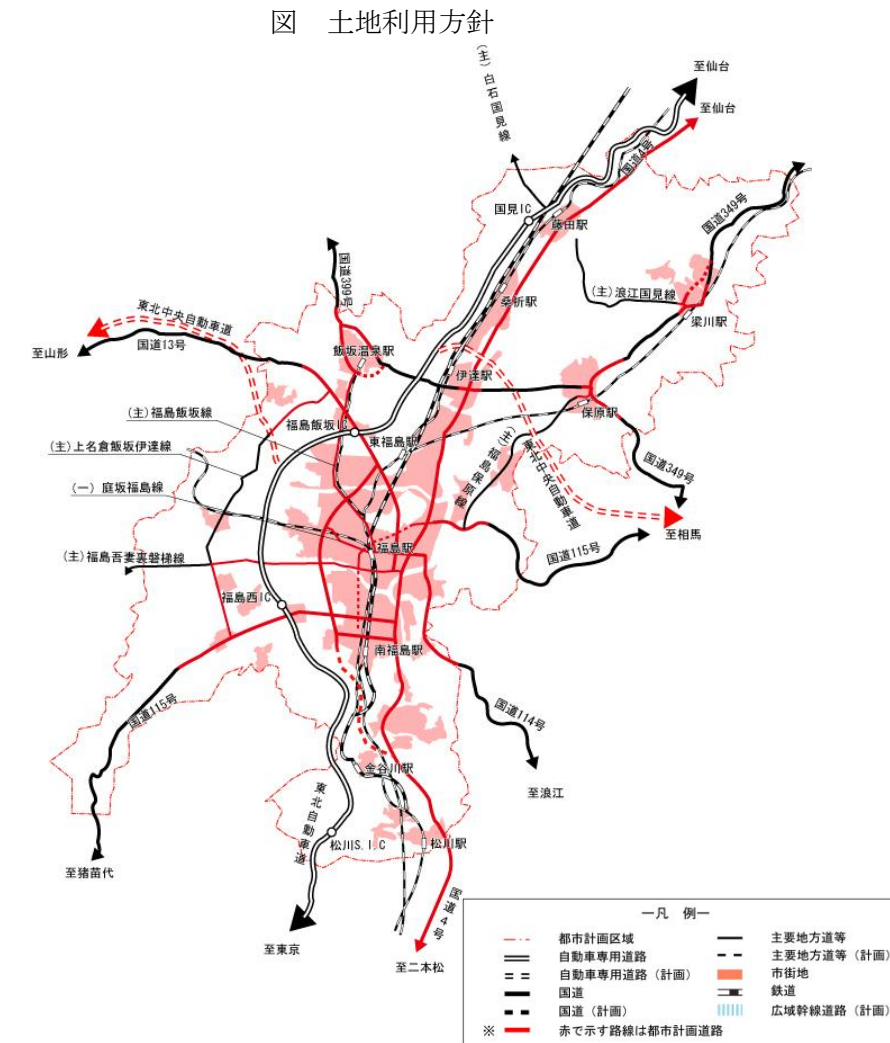


図 都市施設方針

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- 基本方針
 - ・市街化区域の計画的な市街地整備のなされていない地区については、市街地開発事業などにより、市街化区域内の**高度利用**を図る。

2) 市街地整備の目標

- ・1)の方針を踏まえて整備目標を定め、市街地整備の推進

7. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定方針

1) 基本方針

- ・吾妻連峰、阿武隈高地などに囲まれた本区域の**豊かな自然資源の保全**

2) 主要な公園緑地の配置方針

- 環境保全システムの配置方針
 - ・阿武隈川などの水辺や市街地周辺の斜面の樹林地などを水と緑のネットワークとして位置づけ
- レクリエーションシステムの配置方針
 - ・身近なレクリエーションに資する公園として、住区基幹公園を誘致圏、都市防災機能等を考慮しながら配慮
 - ・広域的なレクリエーション需要に対応する公園としてあづま総合運動公園を配置
- 防災システムの配置方針
 - ・**避難機能を持つ緑地としての公園の確保**
- 景観構成システムの配置方針
 - ・市街地の背景となる緑地である**丘陵樹林地の保全**
 - ・心象風景を構成する緑地である**社寺境内地の緑や、本区域のシンボリック景観を構成する信夫山の保全**

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

- ・**街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園及びその他の公園緑地の整備**
- ・**良好な自然的環境の保全のための風致地区の指定**

4) 主要な公園緑地の確保目標

- ・上記方針を踏まえて整備目標を定め、総合公園、風致公園、緑化重点地区の確保